

## ハンセン病問題に関する普及啓発促進に向けて (厚生労働省としての当面の取組)

厚生労働省は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条の規定に基づく普及啓発を一層推進するため、ハンセン病資料館等運営企画検討会における提言を踏まえ、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館（以下「国立のハンセン病資料館」という。）や社会交流会館が求められる機能を発揮できるようにするための環境整備を行うとともに、普及啓発の取組に関する効果を評価し、その結果を踏まえた必要な見直しを行うものとする。

### 1. 環境整備の例

- ・ 必要な普及啓発予算の確保

国立のハンセン病資料館及び社会交流会館において、効果的な普及啓発が実施できるよう運営費及び学芸員の配置や活動費等について、必要な予算の確保に努める。

- ・ 関係省庁間の連携強化

イベントの共同開催相手や普及啓発活動にふさわしい場の相談など、文部科学省、法務省、外務省等との連携の強化を図る。

- ・ 地方公共団体への協力依頼

全国課長会議やハンセン病問題対策促進会議など種々の機会を捉えて、更なる普及啓発の充実や、国立のハンセン病資料館や社会交流会館との連携強化について協力を依頼する。

- ・ 民間部門やメディアへの働きかけ

ハンセン病問題に関するイベントの後援や周知に協力いただけるよう働きかけを行う。

- ・ 関係者間の調整

国立のハンセン病資料館が行う普及啓発が円滑に行えるよう、関係者間の調整が必要な場合に厚生労働省が関与し調整を行う。

### 2. 取組方針の設定と評価

- ・ 国立のハンセン病資料館による次年度計画の策定に資するよう、次年度  
の取組方針を年度開始前に設定し、国立のハンセン病資料館に提示する。  
取組方針案の作成に当たっては、ハンセン病問題対策協議会の確認事項の  
内容を踏まえるとともに、国立のハンセン病資料館との意思疎通を充分に  
図るものとする。

- ・ 国立のハンセン病資料館による前年度の取組につき評価を行い、十分な  
効果があげられていない場合には、改善に向けて必要な助言を行う。